

越前町スポーツ少年団活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年のスポーツ活動を推進するとともに、青少年健全育成の活性化を図るために、越前町スポーツ少年団に登録した団体（以下「単位団」という。）に対し、活動費の補助をすることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、越前町スポーツ少年団に登録している単位団とし、日本スポーツ少年団が定める団員及び、指導者とする。ただし、指導者は1単位団あたり3人を限度とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|---------------------|--|-----------------------|
| (1) 各 団 補 助 金 | 1 団あたり | 50,000 円 |
| (2) 団 員 補 助 金 | 1 人あたり | 800 円 |
| (3) 指 導 者 補 助 金 | 1 人あたり | 600 円（1 単位団あたり 3 人まで） |
| (4) 傷 害 保 険 料 補 助 金 | 団員及び指導者（1 単位団あたり 3 人まで）に傷害保険料を全額補助する。ただし、傷害保険料の補助額は、スポーツ安全保険に加入した場合とし、補助額はスポーツ安全保険の定める当該年度の保険料とする。 | |

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金を受けようとする単位団は、毎年6月末の越前町スポーツ少年団の団登録後、速やかに越前町スポーツ少年団活動補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、越前町スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 本部長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときには、交付決定通知書（様式第4号）により、単位団に通知するものとする。

(変更又は中止)

第6条 申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、越前町スポーツ少年団活動補助金変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の申請に基づき交付決定の変更をするときは、前条の規定に準用し、変更交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた単位団は、補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、速やかに越前町スポーツ少年団活動補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 本部長は、前条の報告を受けたとき、報告書等の書類の審査を行い、活動の実績が適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第10号)により単位団に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた単位団は、越前町スポーツ少年団活動補助金交付請求書(様式第11号)により補助金を請求するものとする。

2 本部長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後に、越前町スポーツ少年団活動補助金等交付請求書(概算払)(様式第12号)により団補助金を請求することができる。

(補助金の返還)

第10条 単位団が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 単位団が虚偽の申請により、不正に補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及びこの要綱に基づく指示に従わないとき。
- (3) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (4) 単位団の活動費が、補助金額を下回ったとき。
- (5) その他本部長が不相当と認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。